

秋田市告示第277号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年9月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
有限会社セイショウ 代表取締役 下 村 善 勝
秋田県大仙市戸蒔字谷地中4番地1
すまいるみるく 秋田店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和6年9月4日
- 3 期間
令和6年9月5日から令和8年3月31日まで